

グループホームはまなす園 利用料金表

令和6年6月1日 現在

● 介護度別サービス利用料金

利用者の要介護度と利用料金		要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
① サービス基本料金		761 円	765 円	801 円	824 円	841 円	859 円
② サービス提供体制強化加算(Ⅰ)		22 円	22 円				
③ 医療連携体制加算(Ⅰ)ハ		—	37 円				
A：自己負担額 (1日あたり)	1 割負担	783 円	824 円	860 円	883 円	900 円	918 円
	2 割負担	1,566 円	1,648 円	1,720 円	1,766 円	1,800 円	1,836 円
	3 割負担	2,349 円	2,472 円	2,580 円	2,649 円	2,700 円	2,754 円
B：家賃(管理費) (1日あたり)		1,170 円					
C：食 費 (1日あたり)		1,180 円					
1 日あたりの費用 A+B+C	1 割負担	3,133 円	3,174 円	3,210 円	3,233 円	3,250 円	3,268 円
	2 割負担	3,916 円	3,998 円	4,070 円	4,116 円	4,150 円	4,186 円
	3 割負担	4,699 円	4,822 円	4,930 円	4,999 円	5,050 円	5,104 円



1 月あたりの費用 (A+B+C) × 30	1 割負担	93,990 円	95,220 円	96,300 円	96,990 円	97,500 円	98,040 円
	2 割負担	117,480 円	119,940 円	122,100 円	123,480 円	124,500 円	125,580 円
	3 割負担	140,970 円	144,660 円	147,900 円	149,970 円	151,500 円	153,120 円

■ 加算料金 (介護給付対象)

※負担割合が2割の方は以下の加算が2倍、3割の方は3倍になります。

加算・減算項目の種類	摘 要	
初期加算	30円/日	入居した日から30日間は初期加算が追加されます。
医療連携体制加算(Ⅰ)ハ	37円/日	24時間の連絡体制が整い、看護師による日常的な健康管理や医療機関との連絡・調整が行われている場合に加算されます。
協力医療機関連携加算	100円/月	病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制が常時確保されている。更に、診療の求めがあった場合において診療を行う体制を常時確保している場合に加算されます。
入院時費用	246円/日	入院後 3 月以内に退院が明らかに見込まれるとき、1 月に 6 日間算定されます。(但し、入院初日と最終日は算定されません。)
退居時相談援助加算	400円/回	退居時に退居後の居宅サービス等を利用する場合の相談援助を行った場合に加算されます。
退居時情報提供加算	250円/回	医療機関へ退居する入居者について、退居後の医療機関に対して情報提供した場合加算されます。
口腔・栄養スクリーニング加算	20円/回	職員が入居者の口腔の健康状態について確認を行い、口腔の健康状態に関する情報を担当する介護支援専門員に提供している場合に加算されます。(6ヶ月毎に1回)
栄養管理体制加算	30円/月	管理栄養士が、日常的な栄養ケアに係る介護職員への技術的助言や指導を行った場合加算されます。
口腔衛生管理体制加算	30円/月	歯科医師又は歯科医の指示を受けた歯科衛生士が介護職員へ対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月 1 回以上行っている場合に加算されます。
科学的介護推進体制加算	40円/月	入居者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の心身の状況等に係る基本的情報を厚生労働省に提出し、必要に応じてサービス計画を見直すなど、サービス提供に当たって、上記情報その他サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用している場合に加算されます。
高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅰ)	10円/月	感染症法第 6 条第 17 項に規定する第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を行う体制を確保していること。協力医療機関等との間で新興感染症以外の一般的な感染症の発生時等の対応を取り決めるとともに、感染症の発生時等に協力医療機関等と連携し適切に対応していること。診療報酬における感染対策向上加算又は外来感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関又は地域の医師会が定期的に行う院内感染対策に関する研修又は訓練に 1 年に 1 回以上参加している場合加算されます。
高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅱ)	5円/月	感染対策にかかる一定の要件を満たす医療機関から、3 年に一回以上施設内で感染者が発生した場合の感染制御等に係る実地指導を受けている場合加算されます。
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	22円/日	指定通所介護事業所の介護職員の総数のうち介護福祉士の占める割合が70%以上、継続10年以上の介護福祉士が25%以上、いずれかに該当する場合に加算されます。
介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の 18.6%	この加算による介護報酬の上乗せ分は、介護職員等の職員の処遇改善に充てられます。介護現場で働く方の処遇改善を行い人材確保に努め、良質なサービス提供を続けるための加算です。

○ 介護保険給付対象外サービスの利用料金

サービスの種類	費 用	内 容
家賃(管理費)	1,170円/日	ガス・上下水道・建物及び備品の維持管理・その他共同の益に必要な費用
食 費	1,180円/日	入居者に提供する食材にかかる費用 (朝食360円、昼食410円、夕食410円)
電気代	30円/日	持込み電気製品(テレビ等) 一品につき

□ その他の費用

個人対象の理美容料金、個人対象のおむつ代など、その他日常生活において通常必要となる費用でご利用者が負担することが適当と認められる費用							
紙パンツ	大	1 枚	110円	紙おむつ	大	1 枚	130円
〃	小	1 枚	100円	〃	小	1 枚	120円
尿とりパット		1 枚	30円	理容料金			2,500円